小金井市保健福祉総合計画検討作業部会の設置について

1 設置の目的

小金井市保健福祉総合計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、庁内の関係課職員による作業部会を組織し、策定作業を円滑に推進する必要があるため、小金井市保健福祉総合計画推進会議設置要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、小金井市保健福祉総合計画検討作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

2 所掌事項

作業部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

3 委員

- (1) 作業部会の委員は、別表に掲げる職員をもって構成する。
- (2) 作業部会は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求めるものとする。

4 運営

- (1) 作業部会には、委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は地域福祉課長をもって充て、副委員長は委員長の指名する委員をもって充てる。
- (3) 委員長は、会議を招集し総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 推進会議委員長への報告等
 - (1) 作業部会は、取りまとめた調査・研究結果を要綱第7条第3項に基づき、小金 井市保健福祉総合計画推進会議(以下「推進会議」という。)幹事会に諮った後、 推進会議の委員長に報告するものとする。
 - (2) 作業部会は、前号に規定する報告の後、検討結果を小金井市保健福祉総合計画 策定委員会に報告するものとする。

6 設置期間

作業部会の設置期間は、平成22年10月1日から平成24年3月31日までとする。

7 事務局

- (1) 作業部会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。
- (2) 事務局は、作業部会の進行状況を把握し、記録及び資料収集に当たる。